

# 環境建設常任委員会

令和4年9月15日（木）



## 環境建設常任委員会

定例会名 令和4年第3回定例会  
招集日時 令和4年9月15日(木) 午後2時  
招集場所 第3会議室

出席委員 7名  
委員 長 池 辺 己実夫  
副委員 長 山 本 伸 子  
委員 利根川 英 雄  
" 石 原 幸 雄  
" 秋 山 泉  
" 伊 藤 裕 一  
" 甲 斐 徳之助

欠席委員 なし

出席説明員  
副 市 長 滝 本 昌 司  
環境経済部長 山 岡 孝  
環境経済部次長兼商工観光課長 大 徳 通 夫

議会事務局出席者  
書 記 菊 地 一 則  
書 記 宮 田 修

## 令和4年第3回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

### ○ 環境建設常任委員会

議案第 35号 牛久市企業誘致条例の一部を改正する条例について

議案第 36号 牛久市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について

意見書案第11号 地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書の提出について

請願第 3号 生活環境の保全に関する条例の制定を求める決議の可決を求める請願

午後 1 時 5 6 分開会

○池辺委員長 皆様、改めまして、こんにちは。

ただいまから環境建設常任委員会を開会します。

本日、説明員として出席した者は、副市長、環境経済部長、環境経済部次長兼商工観光課長であります。書記として菊地さん、宮田さんが出席しております。

本委員会に付託されました案件は、

議案第 35号 牛久市企業誘致条例の一部を改正する条例について

議案第 36号 牛久市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について

意見書案第11号 地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書の提出について

請願第 3号 生活環境の保全に関する条例の制定を求める決議の可決を求める請願

以上4件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第35号、牛久市企業誘致条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第35号について提案者の説明を求めます。環境経済部次長兼商工観光課長。

○大徳環境経済部次長兼商工観光課長 こんにちは。商工観光課、大徳でございます。

議案第35号、牛久市企業誘致条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

本条例は、工場等を新設する場合、固定資産税の取得費用が1億5,000万円以上でうち建物取得費用が5,000万円以上、増設をする場合には、固定資産の取得費用のうち建物取得費用が5,000万円以上の条件を満たす場合に、固定資産税及び都市計画税相当額を奨励金として3年間交付するものでございます。

本条例は、有効期限が本年9月30日をもって満了となることから、令和9年9月30日まで5年間延長するものです。

改正の理由といたしましては、奨励金制度を継続することによりまして新規企業の立地促進や既存企業が設備投資しやすい環境を維持するため、期間を延長するものでございます。

説明は以上です。

○池辺委員長 これより議案第35号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言をお願いいたします。利根川委員。

○利根川委員 5年間の実績はどの程度あったのか、お尋ねします。

○池辺委員長 環境経済部次長兼商工観光課長。

○大徳環境経済部次長兼商工観光課長 前回、平成29年度に5年間延長しまして、そこからまた今年度までの間に新たに奨励金の対象となった事業者が延べ5社でございまして、合わせて60億円を超える設備投資がなされています。

- 池辺委員長 ほかにございませんか。利根川委員。
- 利根川委員 金額的にはどれくらいですか。
- 池辺委員長 環境経済部次長兼商工観光課長。
- 大徳環境経済部次長兼商工観光課長 金額的には、約1億円の固定資産税となります。
- 池辺委員長 利根川委員。
- 利根川委員 すみません、この5年間で5社ということですか。
- 池辺委員長 環境経済部次長兼商工観光課長。
- 大徳環境経済部次長兼商工観光課長 5年間で5社でございます。
- 池辺委員長 ほかにございませんか。石原委員。
- 石原委員 この企業誘致の奨励の固定資産税の減免の在り方なんです、一般質問の際には減免期間の見直しということも考えていきたい旨の答弁がありましたが、その辺については、今後どういうふうにお考えでしょうか、検討されていくのでしょうか。
- 池辺委員長 環境経済部次長兼商工観光課長。
- 大徳環境経済部次長兼商工観光課長 さきの議会等でも石原委員から御質問いただきまして、当然5年間にすることでのアドバンテージといいますか、進出しやすくなるとか、企業さんにとってのメリットは大きいので、当然検討する価値はあるということで御答弁を申し上げましたけれども、一方で、現在、工業団地は空きがない状況、市が所有している土地を企業にあっせんする土地もないことから、今後、新たに企業誘致ということで課を新設することもあるかと思うんですけれども、そういった動きが出てきて、さらに市内に誘致を図りたいという場合には検討していきたいとは思っております。
- 以上です。
- 池辺委員長 石原委員。
- 石原委員 そうすると、苦しい答弁の部分もあったんですが、結論からいうと、状況が変われば全く検討しないわけではないと、する余地があると理解しておいてよろしいですか。
- 池辺委員長 環境経済部次長兼商工観光課長。
- 大徳環境経済部次長兼商工観光課長 状況が変われば検討の余地はございます。そのように理解していただいて結構です。
- 池辺委員長 ほかにございますか。山本副委員長。
- 山本副委員長 山本です。よろしくお願いたします。さきの一般質問で同僚議員から先ほどもお話しありましたが、この平成17年の施行後以降20件1億4,000万の累計金額というお話だったんですが、その中で16社が工業団地内4件が工業団地外ということの御答弁でした。この4件の工業団地外というのは一定の成果があったというふうなことを強調されてはいたんですけれども、そうなりますと、牛久市は工業団地だけではなくて、ほかの全体を含めたというその経緯というところをまずお伺いしたいと思います。
- 池辺委員長 環境経済部次長兼商工観光課長。
- 大徳環境経済部次長兼商工観光課長 お答えをいたします。

まず、本条例でございますが、平成14年の9月議会で制定をされまして、17年の9月議会  
で全面改正となっております。そのときに奥原工業団地に立地した企業に限定をしておりました。  
その後、先ほど山本委員からもあったように17年度以降で20件の新たな進出または増築があ  
ったわけなんですけれども、この17年度の時点では、奥原の工業団地は全て企業の進出は終わ  
っていきまして、そこでだと思えるんですけれども、さらなる立地の推進を図るために市内全域を対  
象としたものと思われまます。

以上です。

○池辺委員長 山本委員。

○山本副委員長 分かりました。それで、この条例には新築と増設となっているんですが、それ  
ぞれの割合というんですか、それが分かりましたらお示しいただきたいと思ひます。

○池辺委員長 環境経済部次長兼商工観光課長。

○大徳環境経済部次長兼商工観光課長 全事業所20のうち新設が7、増設が13です。新設の  
7事業所の固定資産税及び都市計画税相当額が4億7,000万円、増設13事業所の固定資産  
税が12億7,000万円となっております。

○池辺委員長 ほかに質疑ある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池辺委員長 以上で議案第35号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第36号、牛久市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に關す  
る法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とい  
たします。

議案第36号について提案者の説明を求めます。環境経済部次長兼商工観光課長。

○大徳環境経済部次長兼商工観光課長 議案第36号、牛久市地域経済牽引事業の促進による地  
域の成長発展の基盤強化に關する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改  
正する条例について説明をいたします。

本条例は、工業立地法において敷地面積に対して緑地面積の割合が20%、緑地を含む環境施  
設面積の割合が25%と定められているものを、この条例によりまして、準則を定めることでそ  
れぞれの面積割合を緩和することができるものでございます。緑地面積割合を5%、環境施設面  
積割合を10%に緩和して運用をしているものです。

本条例についても、有効期限が令和5年3月31日をもって満了となることから、令和10年  
3月31日まで5年間延長をするものです。

改正の理由といたしましては、先ほどの企業誘致条例と同様でございますが、緑地面積割合及  
び環境施設面積割合を緩和することを継続することで、新規企業の立地促進や既存企業が設備投  
資しやすい環境を維持するために期間を延長するものでございます。

説明は以上です。

○池辺委員長 これより議案第36号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方  
は御発言をお願いします。利根川委員。

○利根川委員 先ほどと同じく5年間の実績をお尋ねします。

○池辺委員長 環境経済部次長兼商工観光課長。

○大徳環境経済部次長兼商工観光課長 実績ということでございますけれども、5%10%に緩和しているんですけれども、それに基づいて企業が進出する際、あるいは増築して緑地面積等を削ったりする場合に、緑地面積及び環境施設面積の求積図を付けていただいて、確かに5%以上10%以上あるというのを確認しているものでありまして、申し訳ありませんが、件数については把握はしておりません。

以上です。

○池辺委員長 利根川委員。

○利根川委員 この条例に添った形のもの一つもないというふうに判断していいですか。

○池辺委員長 環境経済部次長兼商工観光課長。

○大徳環境経済部次長兼商工観光課長 この条例に添ったものは件数としてはあるんですけれども、その件数について、これまで5年間に間に何件あったかというものの把握はできておりません。

○池辺委員長 利根川委員。

○利根川委員 よく分からないんですけども、市のほうに届出がないのか、企業が勝手にやっているのかという、なんのための条例か分からないような感じなんですけど、そういったものを把握していないのか、もう少し詳しくお願いします。

○池辺委員長 環境経済部次長兼商工観光課長。

○大徳環境経済部次長兼商工観光課長 市のほうに、年間数件は届出があるんですけれども、それが全て5%及び10%という要件は満たしているものであって、その届出を受け付けてはいるんですけれども、その受け付けた件数について、現時点で把握をしていないということで御理解いただきたいと思います。

○池辺委員長 環境経済部次長兼商工観光課長。

○大徳環境経済部次長兼商工観光課長 今現在、手元に資料はないんですけれども、過去5年間に受け付けたものについては届出の資料としてはありますので、それについての把握は現時点ではできていないんですけれども、把握することは可能でございます。

○池辺委員長 利根川委員。

○利根川委員 よく分からない、受け付けているけれども、把握することはできないとはどういう意味なんだ。何件受け付けたのかというのを聞いているのであって、把握していないという話はちょっとおかしいよ。もう一度お尋ねします。

○池辺委員長 利根川委員、今は多分、答弁を次長のほうでできないと思いますので、資料で後で提出してもらおうという形でどうでしょうか。環境経済部次長兼商工観光課長。

○大徳環境経済部次長兼商工観光課長 過去5年間の緑地面積及び環境施設面積に関係した届出について、資料を再度確認しまして、件数を報告させていただくという形を取りたいと思います。

○池辺委員長 ほかに質疑及び意見のある方ございますか。山本副委員長。

○山本副委員長 お願いします。これは緑地と環境施設となっているんですけども、環境施設とは具体的にどういったものがあるのか、まずお伺いしたいと思います。それから、緑地ということでは工業団地内には街路樹などがあると思うんですが、そこら辺の認めるのは地方自治体の判断によるというふうな一文もあったんですけども、牛久市の場合、そこら辺の団地の街路樹の扱いというのは、この緑化の中に入ってくるのかどうか分からないんですけども、ちょっとその辺をお伺いしたいと思います。それから、準則で緩和されるという緑化が5%、環境施設が10%というこの数字は、ほかの自治体を調べたんですけども、まちまちだったんです。牛久市が準則でこのパーセンテージにしたという経緯というか、そこら辺をお伺いしたいと思います。以上です。

○池辺委員長 環境経済部次長兼商工観光課長。

○大徳環境経済部次長兼商工観光課長 まず、環境施設はどういうものかということなんですけれども、緑地も環境施設に含まれます。それと、噴水や池などの施設、グラウンド、広場、屋内運動施設ですから体育館のようなものと太陽光発電施設なども環境施設に含まれるとなっています。それと、すみません、団地の街路樹というのは敷地の外ということですか、敷地の外ということであれば、その5%ないし10%の面積には含まれないのかなと思います。

5%と10%にしたという根拠について、山本委員も調査されたということで、私のほうでも調べたんですけども、どうもまちまちになっていて、この緩和の面積としては国が定めるもので、緑地については5%から30%の中で定めることができる、緑地を含む環境施設については敷地の10%から35%で定めることができるようになっておりました。牛久市では緑地は5%、環境施設が10%ということで、最も低いパーセンテージで設定しておりますので、緑地を造るにも金銭的なものはかなりかかってくるし、それと、小さな面積でも進出することが可能ということにもなろうと思いますので、そういったところでも最低の割合を取ったのかなというふうに、これは推測ではあるんですけども、そのように考えます。

以上です。

○池辺委員長 ほかに質疑及び意見のある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池辺委員長 以上で執行部提出議案についての質疑及び意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池辺委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、付託されました案件につきまして採決いたします。

採決は挙手により行います。

議案第35号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○池辺委員長 挙手多数であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○池辺委員長 挙手多数であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

ここで、執行部の方は退席されても結構です。

次に、意見書案第11号、地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案第11号について意見のある方は御発言をお願いします。利根川委員。

○利根川委員 ここにいろいろ書かれてはいるんですが、基本的に農地を守るとか農業を守るといふことには、根本的な解決案にこれはなっていないというふうに私たちは考えております。基本的には生活できる農業、そしてまた農産物の価格保証制度、こういったものの新設というのは当面必要だと思います。お米にしても、米をいくら作っても生活できるようにならない、去年は大根も相当暴落して農家が大変な状況だったと、白菜においてもでき過ぎてしまうと畑で耕運機でくずしてしまうと、市場に持っていく運賃とかのほうが高くて持っていけないと、そういうような状況が農家でも続いているわけであって、ヒマワリとかコスモスとかレンゲとかなんとかという問題では次元が違っていると私たちは思いますので、私たちはこの意見書については同意できないということです。

○池辺委員長 ほかに御意見のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池辺委員長 以上で意見書案第11号についての意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池辺委員長 以上で討論を終結いたします。

これより、付託されました意見書案第11号につきまして採決いたします。

採決は挙手により行います。

意見書案第11号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○池辺委員長 挙手多数であります。よって、意見書案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、請願第3号、生活環境の保全に関する条例の制定を求める決議の可決を求める請願を議題といたします。

請願第3号について意見のある方は御発言をお願いします。利根川委員。

○利根川委員 請願の内容ではなくて、提出の仕方がちょっと違うのではないかなと、一番最初に紹介議員の名前があってその下にくるといふこと、普通は請願する内容を書いてから紹介議員と、それでないで紹介議員が一番上にきてしまったら、あとから何くつつけられるか分からないという話になってくるわけで、これは事務局に確認するしかないかな。この間、局長からはそういう説明はなかったので、議運のときに、こういう受付方はよくないんじゃないかなと思うんですが、それを聞きたいと思います。

○池辺委員長 ここで、暫時休憩をお願いします。

午後 2 時 2 4 分休憩

---

午後 2 時 2 7 分開議

○池辺委員長 それでは、再開します。

ほかに意見ございませんか。伊藤委員。

○伊藤委員 お困りの住民がいるということで、このような請願の求める条例があれば執行部としても動きやすくなるかと思いますので、請願には賛成であります。

○池辺委員長 ほかに意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池辺委員長 以上で請願第 3 号についての意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池辺委員長 以上で討論を終結します。

これより、付託されました請願第 3 号につきまして採決いたします。

採決は挙手により行います。

請願第 3 号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○池辺委員長 挙手全員であります。よって、請願第 3 号は原案のとおり採択されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了しました。

暫時休憩をお願いします。

午後 2 時 2 8 分休憩

---

午後 2 時 2 9 分開議

○池辺委員長 再開いたします。

執行部より発言を求められておりますので、これを許可します。環境経済部次長兼商工観光課長。

○大徳環境経済部次長兼商工観光課長 商工観光課大徳でございます。先ほど、議案第 3 6 号の利根川委員からの御質問につきまして答弁できずに申し訳ありませんでした。

5 年間での件数ということでしたので、答弁させていただきます。2 9 年度から令和 3 年度まで 5 年間で 2 1 件の届出がございました。

以上でございます。

○池辺委員長 次に、本委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

本委員会の継続調査事項であります空家対策については、現在調査を行っているところであり、今後も継続して調査をする必要があると思えます。

ついでには、委員長としては、引き続き、本件について閉会中の継続調査をしたいと存じます。

お諮りします。

空き家対策についての調査事業として、本委員会の閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池辺委員長 御異議なしと認めます。

よって、空き家対策についてを、本委員会の閉会中の継続調査とすることに決しました。

ただいま継続調査をすることに決しました案件につきまして、本委員会は、議長宛での閉会中の継続調査の申出をいたします。

ここで、自席にて暫時休憩いたします。

午後 2 時 3 1 分休憩

---

午後 2 時 3 2 分開議

○池辺委員長 再開いたします。

最後に、委員長報告書の作成についてお諮りいたします。

委員長報告の作成は委員長一任ということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○池辺委員長 御異議なしと認めます。よって委員長報告書の作成は、委員長一任と決定いたしました。

これを持ちまして、環境建設常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2 時 3 3 分閉会